

「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定について

平成29年4月12日
一般社団法人金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的

本協会の会員が取扱う金融先物取引は、これまで金融・資本市場の発展に重要な役割を果たしてきており、今後も増々その重要性は高まるものと考えられます。

そうした社会との関係において、会員役職員の行動の基礎を示すものが企業倫理であるため、金融先物取引業に従事する者が倫理をわきまえ、役職員に倫理を遵守させることは重要であると考えられます。

もとより金融商品取引法においては金融商品取引業者に対し誠実・公正義務が規定されているところであり、従来より金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開され、今年初には「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」のパブリックコメントが実施されたところですが、これらは総じて企業倫理に基づいた行動が求められているものと考えられます。

期を同じくして本協会では、本年度より複数のプロジェクトから構成される投資教育事業に取り組むこととなりましたので、当該事業の一環として、上述の金融行政にも応え得るものとして本制定を行うこととしました。

2. 方法等

既存の規則とは別に、新たに規則を制定いたします。

3. 規則案の説明

(1) 別添の資料「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」をご参照ください。

(2) 説明

- ① 第1条（目的）及び第2条（会員の責務）については記載のとおりです。特に第2条では、会員は倫理感覚を常に保持しなければならないとしています。
- ② 第3条（倫理コードの保有）については、会員が自社の業務内容に応じ、本協会が示す「モデル倫理コード」の内容を組み入れた倫理コードを策定し、保有することを規定しています。
- ③ 第4条（倫理コードの提出）については、会員が自社で策定した倫理コードについて本協会へ提出することを規定し（第1項）、倫理コードの変更を行った場合についても本協会へ報告書の提出をすることを規定しています（第2項）。

なお、日本証券業協会の規則に従って既に倫理コードを保有している場合は、当該倫理コードが「モデル倫理コード」の内容を満たしていれば、重複して策定する必要はありません。

- ④ 第5条（報告及び説明義務）については、倫理コードに抵触する事

案が生じた場合に本協会へ報告することを規定（第1項）し、会員において重大な事案が生じた場合などにおいては、本協会が会員に説明を求めることができることを規定しています（第2項）。また第2項により、本協会が会員に説明を求めたときには、会員は速やかに説明しなければならないことを規定しています（第3項）。

- ⑤ 第6条（会員になろうとする者による倫理の説明等）については、本協会への入会希望者に対し、あらかじめ倫理コードの提出を求めるほか、当該希望者の担当役員等から倫理コードの内容及び社内体制の説明を受けることを規定しています。
- ⑥ 第7条（社内体制の整備）については、倫理コードの実効性を確保するために会員が社内体制を整備することを規定しています。

4. 審議等の過程、今後の予定

年月日	内容	備考
2016年11月25日	第1回倫理・規範ワーキング： 規則検討趣旨説明等	
12月22日	第2回倫理・規範ワーキング： 規則案の検討	
2017年1月13日	自主規制部会： 規則案検討状況の報告	
1月25日	F X 幹事会： 規則案の報告	
1月26日	第3回倫理・規範ワーキング： 規則案の検討	
2月9日	第4回倫理・規範ワーキング： 規則案の最終確認	
2月21日	業務部会： 規則案の報告	
3月1日～14日	メンバーズコメント実施	
4月11日	自主規制部会： パブリックコメント実施の決定	
4月12日～5月8日	パブリックコメント実施	1か月程度 5. を参照
5月19日	自主規制委員会： 理事会付議案件の審議	
5月中旬～下旬	F X 幹事会： 規則案の確認	
5月30日	理事会	
2018年4月	施行	

5. 意見等の募集及び結果について

本規則案についてパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと

します。

(1) 公表資料及び公表方法

規則案を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成 29 年 4 月 12 日から平成 29 年 5 月 8 日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3 NBF 小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会

パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の対応等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案を修正します。

② 上記回答案及び規則案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するようなものでないときには自主規制部会長の了解を得て、当該修正後の規則案を自主規制委員会へ付議するものとします。当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主規制委員会に付議するものとします。

(5) 規則制定の内容の公表

理事会で規則案が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに内容を公表します。

6. 規則施行後の取組状況の確認等

規則施行後の会員における取組み状況については、規定する書面を徴求するほか、協会監査等で確認するものとします。

なお本規則の制定に携わった「職業倫理・行動規範に関するワーキング・グループ」では活動を 3 フェーズに分け、規則制定を行う第 1 フェーズ、規則周知を検討する第 2 フェーズ、規則施行後に必要に応じて個別事案ごとの行動規範を検討する第 3 フェーズを想定しています。

7. その他留意事項

今回の規則施行は、社内規程の整備等が必要になる可能性があることを考慮し、平成 30 年 4 月 1 日からとします。

以 上

本件に関するお問合せ先
総務部

03-5280-0881